

公の施設の指定管理者の指定の件（都市公園）

令和2年（2020年）11月27日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び位置並びに指定管理者
別表のとおり
- 2 指定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、都市公園の指定管理者を
指定するため、本案を提出する。

別表

番号	名称	位置	指定管理者
1	旭山記念公園	札幌市中央区双子山4丁目、界川1丁目、界川3丁目及び界川4丁目	<p>旭山記念公園みどりコンソーシアム (代表団体) 札幌市中央区北1条東1丁目6番地16 公益財団法人札幌市公園緑化協会 理事長 近藤 哲也 (構成団体) 札幌市南区澄川3条2丁目5番7号 株式会社岩本石庭 代表取締役 岩本 任功 (構成団体) 札幌市中央区南3条西12丁目320番地20札幌森ビル3 株式会社北海道造園コンサルタント 代表取締役 笹本 知</p>
2	五天山公園	札幌市西区福井10丁目及び福井	<p>五天山・宮丘パークマネジメントグループ (代表団体) 札幌市中央区北11条西15丁目1番52号 株式会社南香園 代表取締役 廣部 修平 (構成団体) 札幌市清田区真栄487番地 株式会社真栄造園 代表取締役 池田 智仁 (構成団体)</p>
	宮丘公園	札幌市西区宮の沢3条3丁目、宮の沢4条3丁目、西野4条10丁目、西野5条10丁目及び西野	<p>札幌市厚別区大谷地西6丁目2番3号 株式会社園建 代表取締役 嘉屋 幸浩 (構成団体) 札幌市西区西野8条8丁目2番6号 特定非営利活動法人琴似発寒川市民フォーラム西区ホタルの会 代表理事 山田 吉雄</p>